

第9章 史跡の整備（整備基本構想）

1. 整備の目標

飯盛城跡は城郭研究者や文化財に関心を持つ人からはその歴史的価値を広く認知されてきていたが、それ以外の大多数の人からは城跡としてではなく、大東・四條畷市の景観的なランドマークやハイキングコースとしての飯盛山として広く認識されていた。近年には中世城郭の遺跡としての評価が見直されたことや、考古学や歴史学による研究の進展により飯盛城跡についての学術的価値が明確となり、国史跡指定後には城跡の見学者が増加している。

この貴重な歴史遺産である飯盛城跡を次世代により良い状態で確実に継承していくことが現代の私たちの役目であるといえる。そのため、飯盛城跡を地域の歴史的ランドマークとして顕在化を図り、人々が集い、楽しみ、親しむ、城の持つ多面的な魅力を広める場となるよう整備を行い、市民の理解・協力を得ながら郷土への愛着や誇りを育み、地域振興にも寄与する活用をめざす。そのため、整備の目標として以下の項目を定め、その実現に向けた取り組みを図る。

飯盛城跡の本質的価値の保全・次世代への継承
中世城郭の調査・研究を推進する場
地域の歴史的ランドマークとして顕在化、観光振興・地域振興への寄与

2. 整備の方向性

飯盛城跡の整備の実施にあたっては史跡の本質的価値を構成する遺構の保全と次世代への継承を大前提とする。

史跡の本質的価値を構成する要素を確実に保存し、次世代への継承につながる来場者の体験・学びの場となる環境を整えるために、他の城跡での整備事例を調査・研究し、保存のための整備と活用のための整備を進める。保存のための整備としては、遺構の復旧、遺構の保全・防災対策、樹木の維持・管理、危険な構造物等の撤去の検討を進める。活用のための整備としては、見学環境の整備、管理・便益施設の更新、サイン類の整備を進める。

遺構整備にあたっては、史跡指定地内に多くの遺構が存在しているため、見学可能とする遺構等を定めて優先度を検討する。（参照：P113「1）見学環境の整備」）

なお、整備にあたっては、車が通行できる道路が一部にしかなく、また急傾斜地や露岩が多く土壌層が薄い箇所があるため、立地による整備内容の制約があることに留意する。

史跡整備の具体的な検討にあたっては、本質的価値を構成する要素を保存すること、価値を伝える場にすること、来訪者の安全性を確保することに留意し、整備基本計画を別途定めることとする。

3. 整備の方法

（1）保存のための整備の方法

1) 遺構の復旧

- ・ 史跡飯盛城跡の本質的価値を保存するために、遺構の保存状態や立地環境等を踏まえて優先度を検討し、段階的に復旧整備を進める。
- ・ 遺構の復旧にあたっては、伝統的工法を基本にして、必要に応じて現代工法の導入を検討する。
- ・ 破損・変形している石垣の復旧については、重機の進入が難しいことや土壌層の薄い急傾斜地があるため、土嚢等で腰回りを強化するなどの応急措置で対応する。
- ・ 散失している石垣石材は、可能であれば回収し、元位置での復旧に努める。
- ・ ほぼ崩壊している石垣(石垣 71)については、積み直しを検討する。

2) 遺構の保全・防災対策

- ・ 今後遺構の崩壊・破損・変形が進まないようにするため、遺構の保存状態や立地環境等を踏まえて優先度を検討し、段階的に保存対策整備を進める。
- ・ 石垣の崩壊を防ぐ腰回りの強化や土砂流出を防ぐ土留め工事等によって、保全・防災対策の整備を進める。
- ・ 遺構保全・防災対策にあたっては、現代工法の導入を検討する。
- ・ 獣害対策として、侵入防止柵の設置等のイノシシの掘り返し被害を軽減させる方法を検討する。

3) 樹木の維持・管理

- ・ 遺構周辺や見学園路、史跡へのアクセス道沿いにある危険木(枯損木、衰弱木等)を把握し、大東市・四條畷市が管理団体として所有者等と調整したうえで、維持・管理を進める。
- ・ 表土流出等の山地災害を生じにくくするために、林床を明るくする間伐等の森林整備を進める。
- ・ 三好長慶も眺めた優れた眺望景観確保するための伐採等を進める。
- ・ 樹木の維持・管理にあたっては、以下の考え方を持って行う。

樹木の維持・管理等にあたっての基本的な考え方

- ・ 樹木を伐採することで、遺構が崩れるリスクがあるため、必要最低限に留める。
- ・ 伐採にあたっては、必要に応じて遺構に関する調査を行う。
- ・ 伐採の必要性や手法等の検討にあたっては、必要に応じて樹木医や専門業者等に相談する。
- ・ 断幹や強剪定は樹勢を衰えさせる原因になりうるため、可能な限り避ける。
- ・ 基本的に伐根しない。
- ・ 伐採後、必要に応じて土壌の補填等を行い、腰回りの強化を施す。
- ・ 対象木が民有地の場合は、事前に所有者に承諾を得る。
- ・ 伐採等にあたっては、自然公園法や森林法(保安林)、砂防法等の法令を遵守する。

表 32 樹木の維持・管理等に関する各対象地での対応の考え方

対象	対応の考え方
石垣上	<ul style="list-style-type: none"> ・危険木(枯損木、衰弱木等)は伐採する。 ・将来的な崩壊要因を取り除くため、幹周が小さい高木種や萌芽枝は伐採する。 ・大径木は石垣を根で抱えている可能性があり、伐採することで崩壊等の可能性を高める可能性があるため、枯損・衰弱していなければ基本的に伐採せず、生育状況を見廻りで確認する。 ・風倒木対策のため、樹冠部の枝葉が大きく重心が高くなっていると思われる樹木は、樹勢抑制のための剪定の実施を検討する。 ・樹木が石垣の崩壊等を防いでいる場合があるため、石垣の隣接箇所での伐採にあたっては、伐採の必要性や手法等を慎重に検討する。
石垣周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・危険木(枯損木、衰弱木等)は伐採する。 ・遺構の保存に影響を及ぼす樹木については伐採対象とする。 ・風倒木対策のため、樹冠部の枝葉が大きく重心が高くなっていると思われる樹木は、樹勢抑制のための剪定の実施を検討する。 ・樹木が石垣の崩壊を防いでいる場合があるため、石垣の隣接箇所での伐採にあたっては、伐採の必要性や手法等を慎重に検討する。
曲輪上	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者が見学可能な「公開活用エリア」において、危険木(枯損木、衰弱木等)は伐採する。
史跡へのアクセス道沿い	<ul style="list-style-type: none"> ・危険木(枯損木、衰弱木等)は必要に応じて伐採する。
眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望景観を阻害している樹木は伐採する。
広葉樹林	<ul style="list-style-type: none"> ・ナラ枯れしている樹木は伐採する。 ・山地災害の発生しにくい森林をめざすため、林床が暗く、下層植生が発達していないところでは、間伐を検討する。 ・ブナ科の樹木(コナラ、クヌギ等)を間伐対象とする際は、なるべくナラ枯れにかかりやすい大径木を優先的に伐採する。
針葉樹林	<ul style="list-style-type: none"> ・山地災害の発生しにくい森林をめざすため、林床が暗く、下層植生が発達していないところでは、間伐を検討する。 ・適正な管理が難しい場合は、多様な樹種で構成される広葉樹林への転換を将来的に検討する。
竹林	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的に竹林が遺構付近まで拡大してきた場合、侵入防止対策等の竹林管理を検討する。(※一部、市民活動で管理されている。)

4) 危険な構造物等の撤去の検討

- ・史跡の保存と来訪者の安全を守るために、史跡指定地内にある安全管理上問題のある擁壁や個人設置の工作物等の撤去を検討する。
- ・工作物等を撤去する際は、大東市・四條畷市が管理団体として所有者等と調整したうえで実施する。



図 151 史跡指定地内にある擁壁

5) 史跡指定地内におけるその他の要素(C)ア近世以降の飯盛山特有の歴史に関わる要素の調整・移設・整備等の検討

- ・史跡指定地内の構成要素(C)アについては本質的価値を構成する要素(A)との調整を行うとともに必要に応じて移設、整備を検討する。
- ・移設・整備にあたっては、大東市・四條畷市が管理団体として所有者等と調整したうえで実施する。

（2）活用のための整備の方法

1）見学環境の整備

- ・急傾斜地等の地形的特性があるため、見学可能とする遺構を定め、その他の遺構については安全上非公開（立入禁止）とする。
- ・史跡の価値を理解しつつ、安全に見学してもらうために、遺構の保存状態や立地等を踏まえて、見学可能とする遺構を設定する。
- ・見学可能とする遺構については、危険木の伐採等によって見学の安全性を確保したうえで、案内板・説明板を整備するほか、見学するうえで阻害となっている下草や樹木の伐採等も検討する。
- ・見学可能とする遺構の条件は以下のとおりとする。

見学可能とする遺構の条件

- ・「公開活用エリア」内に存在する。
- ・ハイキング道から安全に見学できる環境を確保できる
- ・遺構に関する調査が既にされており、パンフレット等で紹介している。

- ・史跡の価値をより理解してもらうために、調査成果を活用したデジタルコンテンツ上での遺構の公開を継続的に行う。

2）管理・便益施設の更新

- ・来訪者の安全確保や快適な見学環境のため、トイレやベンチ、展望台、史跡見学者用駐車場等の管理・便益施設の定期的な点検と維持管理を行う。
- ・機能不全や老朽化している管理・便益施設については、撤去・更新・移設等を検討する。
- ・現在、機能不全や老朽化していない管理・便益施設については、適切な維持管理に努め、劣化等が進んだ際は将来的に更新を検討する。



図 152 排水機能のないU字側溝

3）サインの整備

- ・来訪者に史跡の価値や魅力を効果的に伝えるため、見学可能とする遺構を主として、「公開活用エリア」内に案内板・説明板を整備する。
- ・史跡指定地内のみならず、最寄り駅から飯盛城跡にアクセスするハイキング道において、説明板や見学ルートの誘導標識等サイン類を設置する。
- ・史跡指定地内に設置されている機能性が十分ではないサイン類の更新、撤去等を検討する。
- ・サイン類の整備にあたっては、多言語化や統一的なデザイン等を検討する。

4）史跡へのアクセス道の修復・管理

- ・来訪者の安全確保のために、危険箇所の確認など史跡へのアクセスとなるハイキング道の定期的な点検を行い、アクセス道沿いの危険木伐採や段木の修復等の維持管理を行う。

表 33 石垣整備の優先度の考え方について

分類	方向性	石垣例	優先度	
			保存のための整備	活用のための整備
(1) 城郭石垣だと認められる石垣 (本質的価値を構成する石垣)	<ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を構成する石垣として、石垣の修復など保存のための整備を最優先する。 ・破損・変形によって価値が損なわないように、周辺環境の整備等を優先的に行う。 ・登山道沿い等から見学可能なものについては、公開活用のためのサイン類整備等を行う。 	石垣 No.1、3、4、6、7、9、14、15、16、18、19、30、31、54、69、71、94 <hr/>  石垣 69	最優先	高
(2) 城郭石垣の可能性のある石垣 (本質的価値を構成する石垣の可能性のある石垣)	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣の構造把握と分類のため調査を実施する。 ・保存ための整備は行うが、「(1)城郭石垣だと認められる石垣」より整備の優先度は下げる。 	 石垣 92(写真左側)	中	—
(3) 近現代の石垣 (本質的価値ではない石垣)	<ul style="list-style-type: none"> ・見学者の安全確保のための修理を実施する。 	 石垣 2	低	—

4. 整備のイメージ

ここでは前節までの整備の方法を踏まえて、整備基本構想段階の整備のイメージを「城域」、「史跡指定範囲及び今後の保護を要する土地」、「山麓から史跡指定範囲」、「山麓施設」に分けて示す。

整備の方向性を踏まえ、「城域」及び「史跡指定範囲及び今後保護を要する土地」で行う活用整備については誘導標識・説明板の設置や遺構を見学できる環境の確保の検討、眺望確保のための樹木管理を中心とし、保存整備については遺構保全のための対策を検討する。「山麓から史跡指定範囲」及び「山麓の施設」においては、史跡までのアクセス道に誘導標識の設置、既存の施設のガイダンス機能強化、支城や街道との周回ルート等について検討を行う。

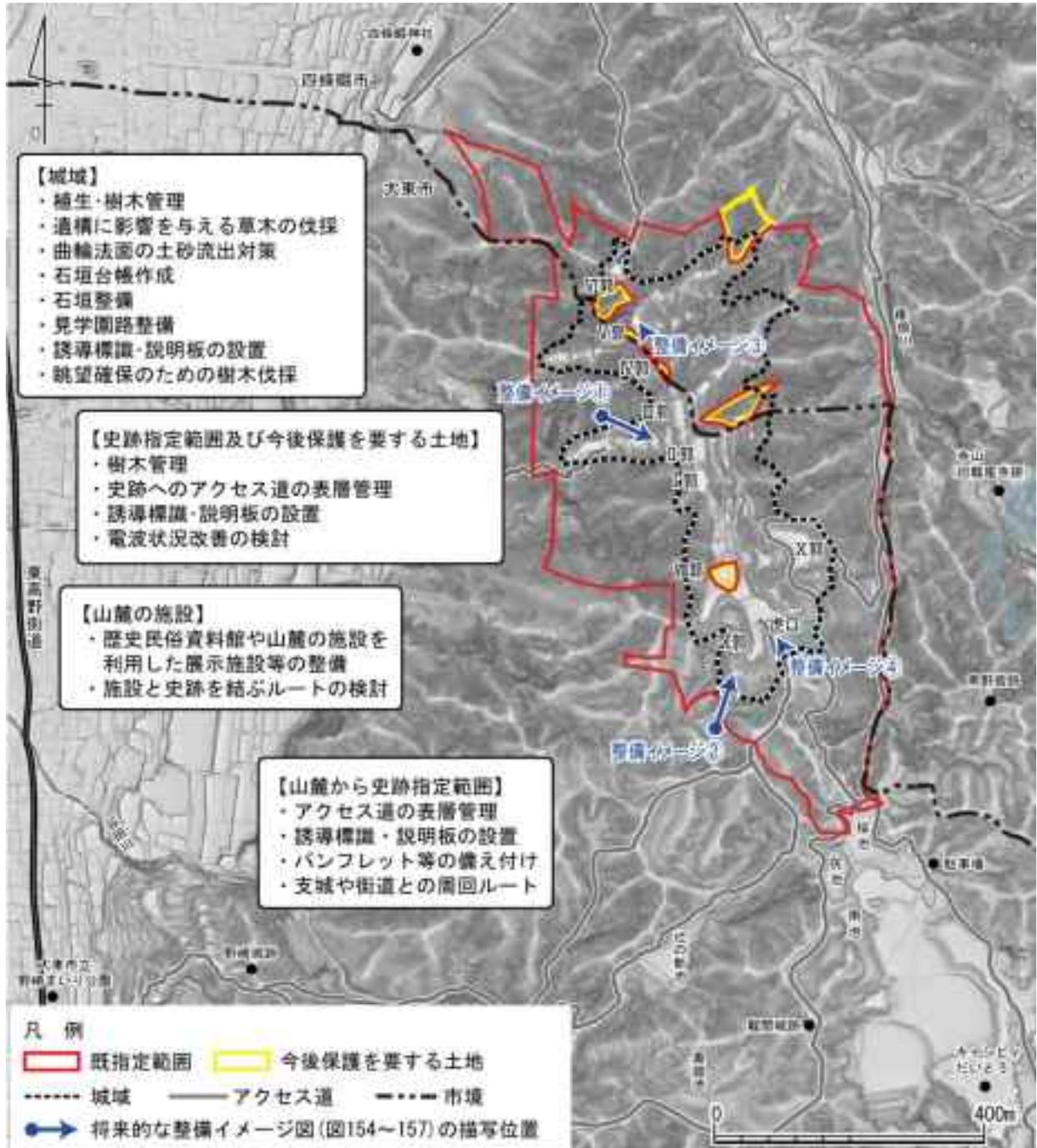


図 153 整備事業の実施検討箇所(一部)



I 郭・II 郭の現状



I 郭・II 郭の将来的な整備イメージ

図 154 長期計画を踏まえた将来的な整備イメージ①



VIII郭・IX郭の現状



VIII郭・IX郭の将来的な整備イメージ

図 155 長期計画を踏まえた将来的な整備イメージ②



V郭の現状



V郭の将来的な整備イメージ

図 156 長期計画を踏まえた将来的な整備イメージ③



虎口の現状



虎口の将来的な整備イメージ

図 157 長期計画を踏まえた将来的な整備イメージ④